

神戸町総合計画審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、神戸町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、神戸町総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 国又は地方公共団体の職員
- (5) 団体の役員又は職員
- (6) 学識経験を有する者

3 委員は非常勤する。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 特別の事項を調査審議するため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画策定を主管する課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸町総合計画審議会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名 (敬称略)
町 議 会 の 議 員	神戸町議会議長	○ 中 村 正 孝
〃	神戸町議会副議長	大 場 修
町 教 育 委 員 会 の 委 員	神戸町教育委員	竹 中 元 子
町 農 業 委 員 会 の 委 員	神戸町農業委員会会長	清 水 勝 行
国又は地方公共団体の職員	岐阜県西濃県事務所副所長	小 野 正 行
団 体 の 役 員 又 は 職 員	神戸町区長会長	下 野 哲 郎
〃	企業代表（太平洋工業株式会社）	高 橋 愛 子
〃	神戸町消防団長	佐 野 宏 志
〃	神戸町民生委員児童委員協議会長	日 比 野 悠 紀
〃	神戸町老人クラブ連合会長	森 田 文 男
〃	神戸町スポーツ少年団本部長	寸 田 和 義
〃	下宮青果部会協議会長	和 田 光 正
〃	神戸町商工会青年部長	佐 藤 順 幸
〃	子育て支援「ほっと」代表	飯 田 静 世
学 識 経 験 を 有 す る 者	岐阜経済大学経済学部教授	◎ 勝 田 美 穂

◎会長 ○副会長

神戸町第5次総合計画諮問書・答申書

神 総 第 250号
平成28年 5 月 9 日

神戸町総合計画審議会
会 長 勝 田 美 穂 様

神 戸 町 長 谷 村 成 基

神戸町第5次総合計画の策定について（諮問）

神戸町第5次総合計画を策定したいので、その基本構想及び基本計画について、神戸町総合計画審議会設置条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成28年 12月 20日

神戸町長
谷村 成基 様

神戸町総合計画審議会
会長 勝田 美穂

神戸町第5次総合計画について（答申）

平成28年5月9日付けで諮問のありました神戸町第5次総合計画について、当審議会は慎重に審議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、神戸町第5次総合計画の推進にあたっては、当審議会において提言・要望された意見や住民アンケートの結果、神戸町住民まちづくり会議からの提言を十分反映されるとともに、まちの将来像『暮らしやすさ実感 ごうど（GO&DO）マイタウン』を目指して、特に以下の事項に留意し、目標達成のために最善の努力を払われるよう要望します。

記

1. 住民との協働による取組を進めるために、住民に対し、本計画の趣旨や内容を分かりやすい形で積極的に周知し、広く住民の理解と協力を得て推進すること。
2. 計画期間が長期であり、人口減少や高齢化などが進む今後の社会情勢の変動や新たな住民ニーズに対応する必要があることから、「まちづくりの指標」による達成度の評価を踏まえつつ、施策・事業の見直しを行いながら弾力的に推進すること。
3. まちの将来像である『暮らしやすさ実感 ごうど（GO&DO）マイタウン』の実現に向けた重点施策について、全庁横断的な体制のもとで住民、事業者などの地域と協働しながら重点的に取り組むこと。
4. 今後、さらに厳しい財政状況が予想されることから、効率的・効果的な行財政運営に努めること。